

新潟地本公告第8号
令和5年9月28日

訂正公告

分任契約担当官
自衛隊新潟地方協力本部長
小見明之

新潟地本公告第7号（令和5年9月27日）「自動車ガソリン2号ほか2件」の内容を下記のとおり訂正する。

記

仕様書番号及び作成日の訂正

(1) 自動車用燃料の購入（ガソリン）

（誤）仕様書番号47→（正）仕様書番号55

（誤）作成日 令和5年9月12日→（正）作成日 令和5年9月27日

(2) 自動車用燃料の購入（軽油）

（誤）仕様書番号50→（正）仕様書番号58

（誤）作成日 令和5年9月12日→（正）作成日 令和5年9月27日

調達要求番号：

自衛隊新潟地方協力本部仕様書			
物品番号	—	仕様書番号	55
自動車用燃料の購入（ガソリン）		作成	令和5年9月27日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	新潟地方協力本部 総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊新潟地方協力本部（以下、甲という。）が使用する車両用燃料について、受諾者（以下、乙という。）から購入及び給油を受ける際における必要な事項等を規定するものである。

2 購入に関する要求

2.1 品名、規格及び予定数量等

品名	規格	単位	予定数量
自動車ガソリン2号	無鉛	L I	3,500
自動車ガソリン2号（佐渡）	無鉛	L I	200

注：上記の予定数量は、給油量を保証するものではない。

3 給油に関する要求

3.1 給油場所（納地）、各地域の予定数量及び給油予定台数

下記の住所を中心とし、それぞれ半径3km以内に給油所が存在すること
（セルフスタンド不可）

名称	住所	台数	予定数量
自衛隊新潟地方協力本部	新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館 7階	7	900
自衛隊新潟地方協力本部 新潟募集案内所	新潟市中央区東大通1丁目5-30 HOKUYOUビル2 2階	8	800
自衛隊新潟地方協力本部 加茂地域事務所	加茂市神明町2丁目12番7号	3	600
自衛隊新潟地方協力本部 長岡出張所	長岡市千歳1丁目3番88号 長岡地方合同庁舎 1階	7	900
自衛隊新潟地方協力本部 柏崎地域事務所	柏崎市穂波町1-36 内山ビル 1階	2	300
自衛隊新潟地方協力本部 佐渡駐在員事務所	佐渡市千種丙215-1	2	200

3.2 給油期間

令和5年10月3日～令和5年10月31日

3.3 給油要領

3.3.1 給油所において、従業員が行うものとする。

3.3.2 別紙給油票により指定する品名の給油を受ける。3片（A・B・C）のうち2片（B・C）を甲へ1片（A）を乙にて査収する。

3.3.3 給油量は、従業員が記入するものとする。

3.3.4 給油後は、給油所の印（給油所名、日付等が確認できるもの）を従業員が押印するものとする。

3.3.5 1回の給油において、1ℓ未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3.3.6 給油カードによる給油については、乙が提携する業者において直接給油できるものとする。

4 検 査

甲が指名するものが、数量検査を実施するものとする。

5 その他

5.1 留意すべき事項

本契約の調整については、甲乙間で万全を期するものとする。

5.2 仕様書において、疑義が生じた場合には、速やかに分任契約担当官の指示を受けるものとする。

調達要求番号：

自衛隊新潟地方協力本部仕様書			
物品番号	—	仕様書番号	58
自動車用燃料の購入（軽油）		作成	令和5年9月27日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	新潟地方協力本部 総務課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊新潟地方協力本部（以下、甲という。）が使用する車両用燃料について、受諾者（以下、乙という。）から購入及び給油を受ける際における必要な事項等を規定するものである。

2 購入に関する要求

2.1 品名、規格及び予定数量等

品名	規格	単位	予定数量
軽油2号	JIS	LI	600

注：上記の予定数量は、給油量を保証するものではない。

3 給油に関する要求

3.1 給油場所（納地）、各地域の予定数量及び給油予定台数

下記の住所を中心とし、それぞれ半径3km以内に給油所が存在すること
(セルフスタンド不可)

名称	住所	台数	予定数量
自衛隊新潟地方協力本部	新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館 7階	4	600

3.2 給油期間

令和5年10月3日～令和5年10月31日

3.3 給油要領

3.3.1 給油所において、従業員が行うものとする。

3.3.2 別紙給油票により指定する品名の給油を受ける。3片（A・B・C）のうち2片（B・C）を甲へ1片（A）を乙にて査収する。

3.3.3 給油量は、従業員が記入するものとする。

3.3.4 給油後は、給油所の印（給油所名、日付等が確認できるもの）を従業員が押印するものとする。

3.3.5 1回の給油において、1ℓ未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3.3.6 給油カードによる給油については、乙が提携する業者において直接給油できるものとする。

4 検 査

甲が指名するものが、数量検査を実施するものとする。

5 その他

5.1 留意すべき事項

本契約の調整については、甲乙間で万全を期するものとする。

5.2 仕様書において、疑義が生じた場合には、速やかに分任契約担当官の指示を受けるものとする。